

企画戦略課長	大滝敏文君
同課参事	山田美和子君
同課企画政策室長	忠康博君
会計管理者会計課長	菅原明君
消防課長	田中一栄君
消防本部総務課長	遠山泰紀君
監査委員事務局次長	太田尚美君
教育課長	遠藤友春君
学校教育課長	小川智也君
同課参事	今井雅仁君
同課教育総務室副参事	大矢かおり君
同課未来の学校創造室長	中山晴剛君
同課未来の学校創造室係長	平方和弥君
生涯学習課長	平山祐子君
同課社会教育推進室長	片岡昌幸君
同課スポーツ推進室長	倉松淳志君
同課スポーツ推進室主幹	菅原和英君
同課文化行政推進室長	吉井雅勇君
同課教育情報センター長	加藤涉君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	瀬賀豪君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	大滝寿君

10 議会事務局職員

局長	内山治夫
次長	鈴木渉

(午前 9時59分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、陳情第8号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催して陳情を審査し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(小杉武仁君)暫時休憩を宣する。

(午前10時01分)

委員長(小杉武仁君)委員会の再開を宣する。

(午前10時25分)

日程第1 請願第8号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出についてを議題とし、紹介議員(稲葉久美子君)から補足説明を受けた後、審査

に入る。

(補足説明)

稲葉久美子

おはようございます。請願第8号の再審のための法改正を求める意見書の提出のために審議の時間を設けてくださってありがとうございます。本会議でも補足させていただいたのだが、最近3月20日に東京高等裁判所で袴田事件の再審開始が言い渡された。今日の新聞紙上でも、3回目の審理が終わったというような状況が書かれていたが、東京高等検察庁は最高裁への不服申立てを諦めたものの、有罪との主張を繰り返しており、再審裁判が始まった。無罪の人を救うためには再審しかない。しかし、再審開始のためには、無罪を証明する新しい証拠の提出が必要だ。検察が全ての証拠を持っており、それが開示されていない。また、裁判官によっては証拠調べも行わず、審理も不十分なまま審理を否定する判決が下されることも多いことだ。再審決定の判決が出て、検察の不服申立てにより、最高裁判所で審理もなく再審が否定されてしまうこともある。このため日本国民救援会など支援する団体では、再審法が次の3点において改正されるよう願っているところだ。1つ、再審のための全ての証拠の開示をすること。2つ、検察官の不服申立てを禁止すること。3つ、再審における手続の整備とルールなどを求めている。議会、総務文教常任委員会において審議され、国に対して意見書提出をお願いするものだ。ご審議のほどよろしく願いいたす。ありがとうございます。

(審 査)

小杉委員長

これから審査に入る。初めに自由討議を行う。自由討議はないか。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗

賛成の立場で討論をさせていただきたいと思う。冤罪とか再審の関係というのは、身近になかなか起こるものではないので、ふだん全くといって考えているわけではないのだけれども、1つは、冤罪というのは、今でも、それから誰にでも起こり得る可能性があるものだというふうに思う。皆さん方、新聞、マスコミでテレビとかでニュースになったので、覚えていらっしゃる方もいらっしゃると思うが、横浜市にある大川原化工機株式会社という熱処理する食料品、食品を作る会社があって、そこが2020年、生物兵器製造に転用可能な機械を中国に不正輸出したということで、社長以下3人の役員さんが逮捕されて、取調べを受けたと。1年後、検察がそういう事実は全くなかったということで、本当に異例、検察が起訴の取消しをしている。そのように現在でも冤罪というのは起こり得る可能性があるし、まさかこの大川原化工機の社長さんも、自分がそこに巻き込まれるということは本当に考えもしなかったということだと思う。それで、請願事項、意見書の要請事項についても、私も調べさせていただいたけれども、日本弁護士連合会のホームページで、声明を出す根拠ということで勉強させていただいた。検察側証拠の全面開示であるとか、再審決定に対する検察の不服申立ての禁止、これは諸外国では禁止している国もかなりあるようなので、そういうこと。それと何よりもやはり再審における手続の整備、ルールづくりをしっかりとするというところで、死刑判決を受けて、財田川事件とか免

田事件とか、幾つも実は死刑が冤罪だったと。これは、そういう取組がなければ本当に無罪の方が死刑執行されていた可能性のあることが現に日本でもあるので、再審をきちんとしたルールで、しかも30年、40年もかかるのではなくて、それはできるだけ短期間できちんと真実を明らかにするということが必要だと思うので、この請願事項、それから意見書の中身については、私日本弁護士連合会と同じような立場で、極めて穏当で、法治国家としては当然の内容だというふうに考えるので、請願、それから意見書の提出には賛成させていただきたいと思う。以上だ。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ賛成討論が1件あり、起立による採決を行った結果、請願第8号は、起立少数にて不採択すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。
（午前10時32分）

委員長（小杉武仁君）理事者を入室させる。

委員長（小杉武仁君）委員会の再開を宣する。
（午前10時39分）

日程第2 議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 おはようございます。それでは、議第115号 村上市行政組織条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。本案は、地方公営企業法の一部適用としていた下水道事業について、令和6年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することに伴い、地方自治法第158条第1項の規定に基づく市長の権限に属する事務を分掌する組織から、上下水道課を削除するものである。また、令和6年4月1日に予定している組織の一部見直しにより、市民課の相談事務を福祉課の総合相談に統合するため、現在市民課で所掌している消費者行政に関する事務について、福祉課の所掌事務に変更するため、所要の改正を行うものである。以上だ。

（質疑）

上村 正朗 それでは、1つ教えていただきたいと思う。上下水道課の項については了解いたしたが、福祉課の所管事務に消費者行政に関することを加えることについては、どういう効果を狙ってやるものなのか、ちょっと詳細に説明してください。

総務 課長 以前に、前回だったのだろうか、フロアの改修ということで、福祉課のほうを、今事務が手狭になっているということで、1階のほうに移動したいということで、補正予算もご議決をいただいたところである。現在総合相談係、福祉課にある。そこで、あのところを下に移動したときに、今室体制を考えているのだが、あそこを強化するというので、市民の方、消費者行政は例えば市民課というようなことでばらばらになっているものを1つに総合相談関係をまとめて、市民の方が利用しやすいようにということで、そこで一括して行うということは今考えている。

- 上村 正朗 現在人員は、今の人員はどんなあれだったっけ。
総務 課長 市民課が、人員というか、今生活人権室の中に担当者がいる。市民課の消費生活関係は、消費生活の相談員が2名いるが、そのほかに担当している事務職員も、正規の職員もいる。また、あと福祉課のほうの総合相談係については、係長と、そこに職員が今張りついているが、そのほかに補佐もいるので、そういう中での今事務体制になっている。
- 上村 正朗 もう一つ、消費者行政に関することの事務を動かすだけではなくて、総合相談、それから重層型の支援体制の整備の中で総合的にきめ細かくやっていると、そういう狙いでやるというふうに理解してよろしいか。
- 総務 課長 今この条例上は消費者行政に関する事務としかうたっていないのだが、実際には今の市民課のほうで、直接市が行っていないけれども、委託であるが、法律相談だとか、ほかの相談もあそこの窓口で受け付けて、市民の方が予約してやっているものもある。そういうものも含めて、相談に関するものをあそこで一旦受けてという、新しく福祉のほうでの総合相談のほうで受けるようにしたいということである。
- 上村 正朗 滋賀県の野洲市あたりでも、消費者の相談、福祉のほうで総合的にやっていて、非常に先進的な取組していたので、ぜひ村上も野洲市に負けないように先進的な取組をしていただきたいと思いますと思うのだが、総務課長がちょっとちらっと言ったけれども、私も総合相談係が、今のところ正職員としては2人だけれども、担うべき役割は非常に大きいと思うので、室としてちゃんと位置づけて、福祉政策全体を見るところと生活支援というか、相談、具体的な支援をやる場所、やっぱり2つの室が必要なのではないかなという気がするのだけれども、そういう方向で考えているということではよろしいだろうか。そういう方向というか、室を2つつくると感じるのだろうか。
- 総務 課長 室が2つということではない。今の総合相談は係になっている。係体制を室に格上げをして、体制も強化した上で、そういう業務も今までの業務等を担うという形で考えている。
- 上村 正朗 では、確認だけれども、福祉政策室と、もう一つ総合相談室みたいな、そういう室、2つだよ。
- 総務 課長 すみません。相談が2つと私取ったものだから、そうではなくて、今までの福祉政策室は当然残るが、そのほかに今の係のものを室に格上げして、福祉の中には室を2つに分けてという形を今考えている。
- 上村 正朗 そうすることで、福祉課は福祉事務局長が属する課なので、他課との調整、地域福祉包括ケアシステムとの連携、そういうことでやっぱり機能充実体制も強化することが必要だと思うので、この条例についても、そういったことも含めて了解させていただく。以上だ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立

による採決を行った結果、議第115号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務 課長 議第116号 村上市情報通信施設条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、防災行政無線の更新に伴い、神林、朝日、山北地域で使用している告知端末機を令和6年4月から順次防災タブレットに入れ替えていくことから、現在告知端末機で行政情報等を提供する通信サービスを廃止し、使用料の額のほか、所要の改正を行うものである。なお、改正後の料金については、現在村上地域の一部のテレビ難視聴地域にテレビ放送のみを既に提供しているので、その料金と同一にするものである。以上だ。

（質疑）

上村 正朗 これについて、私村上地域なものだから、実際使っていないものだから、なかなかイメージが湧かなくて、ちょっと基本的なことをまずお聞きするのだけれども、今までの告知端末機の代わりに防災タブレットを配って、タブレットでできる内容としては、放送サービスとインターネット接続サービスとケーブルテレビを見ることと、あと防災アプリを入れて防災情報とか、そういうのもタブレットで見れて、そういうふうになるということだろうか。

総務 課長 タブレットでテレビ放送等は見るというものではない。これまでは、テレビ電話のような形になっていたわけであるけれども、それからいろんな情報も流れていたが、今度それが防災タブレットに代わっていくよということだ。先ほど防災アプリの話も出たが、防災アプリはあくまでも、それは携帯電話とかスマートフォンにアプリを入れ込むと、そこで防災情報も受け取れるよという仕組みなので、タブレットとはまたちょっと違うものである。

上村 正朗 そうすると、タブレットでできるものというのか、タブレットの機能というのが、私これ読んで、放送サービスとか、インターネット接続サービスなのかなというふうに読み込んだのだけれども、告知端末機の代わりに配られるタブレットで利用できるサービスというのか、機能というのは、具体的にはどういうものなのだろうか。

総務 課長 一番は、防災情報ありますよね。それこそ緊急の情報から、いろんな防災情報あるが、それが今、上村委員が村上で、村上地域はそうであるが、防災情報が流れると屋外のラップで流れる。同時に、それが戸別受信機ありますよね、あそこで今、屋内で受けることができる。その情報を防災タブレットという形で、今度向こうはそこで受けるという形になる。そのほかに付加機能としては、今まであったけれども、その区域内だけの加入者で電話等もできるけれども、それは限られた範囲の加入者間の通話、それもついている。あともう一つは、区長さんとか、区の情報とか、そういうお知らせがあれば、それについては流すことが可能というような形になっている。

上村 正朗 それで、使用料の、放送サービスの400円というのは、これはどういった場合に払わなくてはいけないものなのだろうか。

総務 課長 テレビが村上の平場であれば、個人、個人が今アンテナをつけて、テレビを受信している。今神林は比較的少ないのだが、3地域については、なかなかテレビのアン

テナを個人で立てても、結局それが受信することができないと。最初ご説明をした、村上の一部でテレビの難視聴地域にというのがあったけれども、羽黒町のちょうど新丁の坂のところがあるが、あそこも陰になって、テレビを受信することができない。そういう地域については、中には共聴組合ということで組合をつくって、共同アンテナを立てて受信しているところもあるが、そうではなくて、こちらのほうを使ってテレビを受信するというので、そのサービスを利用される方については、400円を今もいただいているということである。

上村 正朗 よく分かった。それと、もう一つ、タブレットで利用できる防災情報の受け取りというのが本会議でも問題になっていたけれども、スマホでアプリを入れれば受け取ることのできる情報と、これは同じものなのか。タブレットで得られる防災情報と、我々のスマホで防災アプリ入れるのか、入れたら得られる情報というのは同じものなのだろうか。

総務 課長 同じ情報をアプリの場合は、どこにいても受けることができるということになる。
上村 正朗 確認させていただいて、条例の改正の中身が理解できた。それであれば、最後に関連だけでも、そうすると、第12条で宅内機器の貸与「市長は、加入者に対し宅内機器1台を無償で貸与する」、これ今まで「各1台」が「1台」になるわけだけでも、これはタブレットのことなのだろうか。

総務 課長 そのとおりである。
上村 正朗 それでは、ちょっと繰り返しになると思うけれども、タブレットを無償で貸与することなので、貸与の対象については、先ほどの説明でスマホのアプリで受け取られる情報と共通の情報だということなので、タブレットの真に必要なところに効率的にぜひ配布をお願いしたいなということをお願いして終わる。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第116号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第117号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたします。本案は、先ほどの議第115号にあったとおり、令和6年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の全部を適用をいたす。これに伴ってこれまでの水道事業と下水道事業を合わせ公営企業とするとともに、市長事務部局と公営事務部局における職員定数の調整のため、所要の改正を行うものである。市長部局の定数は530人から515人へ、公営企業事務部局の定数を30人から45人にそれぞれ変更しようとするもので、他の事務部局を合わせた全体での定数の増減はない。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第118号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第118号は、村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、市議会議員の報酬について、本年11月1日開催の特別職報酬等審議会からの答申に基づき、令和6年4月1日から報酬月額を引き上げるものである。改正後の報酬の額は、議長で37万6,900円、副議長で30万9,700円、議員で28万6,600円となる。また、期末手当について、本年8月7日に出された人事院勧告、10月18日に出された新潟県人事委員会勧告において、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため引上げが必要との勧告が出されていることを踏まえつつ、県の改定内容に倣い、現行の年間支給月数を0.1月引き上げるものである。改正後の支給月数は、本年12月期の期末手当を1.65から1.75へ、令和6年6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.7にするものである。なお、期末手当については、新潟県及び県内各地においても同様の取扱いをする見込みであるということでお聞きをしている。以上だ。

(質 疑)

上村 正朗 どこかに既に出ていたのかもしれないけれども、この引上げによつての年間の予算額と、あと財源は一般財源なのだろうなと思うけれども、年間の予算額と、その財源についてもう一度教えてください。

総務 課長 報酬の月額の引上げ、これあくまでも定数22人分として計算をしているが、644万3,000円である。それと、期末手当の今回の引上げであるが、70万3,000円、これも22人分として計算している。以上だ。

(「財源について」と呼ぶ者あり)

総務 課長 財源については、特に措置はない。一部に地方交付税の経費の中でというのはあるということだが、明確にこれが措置されるとかというようなことはないということである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗

では、討論させていただく。非常に悩ましいというか、非常に悩んだ。実際現在私の議員の報酬の手取りが20万4,300円なので、年金があるから何とか生活も、議員としての活動もやっていけるけれども、なかなか年金がない、ほかに収入がないと非常に大変な実態だなということは分かるので、そこだけ見ると引き上げるべき。ただ、私の周りの市民の方にいろいろ話を聞くと、やっぱり市の財政がまだ厳しいよね、それから物価高騰で自分たちの生活実態が非常に厳しい中で議員の報酬上げるのかという声もあって、非常に悩ましく考えている。ただ、議員というのは市民の代表であるので、周りの市民の声をやっぱりこれは率直に聞く必要があるなということで、この条例については、今回は反対させていただきたいと思う。以上だ。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第118号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（小杉武仁君）暫時休憩を宣する。

（午前11時03分）

委員長（小杉武仁君）再開を宣する。

（午前11時14分）

(発言の訂正)

小杉委員長

ここで総務課長より発言を求められているので、これを許可する。

総務 課長

大変すみません。先ほど私議第116号の上村委員からのご質問の中で、第12条「各1台」が「1台」に変わるの残る1台というのはタブレットだよねというご質問の中で、私、そうだとお答えしたのだが、これ私ちょっと勘違いして、今現在はテレビを受信するためのV—ONUという機械とD—ONUという機械、それから告知端末機、これが今貸与されているわけなのだけれども、今度告知端末機とかがなくなって、テレビだけになるので、この1台というのは、テレビを受信するためのV—ONUという機械を指していたので、先ほど大変誤った答弁をしてしまったので、訂正をさせていただきたいと思う。大変申し訳なかった。

日程第6

議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

それでは、議第119号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたす。本案は、議第118号の議員報酬の改正と同様に11月1日開催の特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料月額を令和6年4月1日から引き上げるものである。改正後の給料月額は、市長で81万2,400円、副市長で62万3,500円、教育長で55万3,500円となる。また、期末手当についても、議員の期末手当と同様に現行の年間支給月数を0.1月引き上げ、本年

12月期の期末手当の支給月数を1.65から1.75へ、令和6年度の6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.7月にするものである。なお、こちらについても、新潟県及び県内各市において同様の取扱いをする見込みである。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗

それでは、反対の立場で討論をさせていただきたいと思う。現在の市長、副市長、教育長の月額の水準だが、それについては、特別職の職務、職責、非常に困難な仕事を本当に精力的にやっけていただいているので、今の水準の給料で妥当だというふうに思う。しかし、引上げということになると、これも市の財政の状況だとか、あとやはり市民の生活実態を踏まえて、それから私の周りの市民の声も踏まえて判断いたすと、現時点での引上げには反対せざるを得ないなということで、この条例改正についても反対させていただきたいと思う。以上だ。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第119号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7

議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長

それでは、議第120号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたす。本案についても、国及び新潟県の給与勧告に倣い、職員の給与を改定するものである。改正の主な内容については、給料については、若年層に重点を置いた上で、全年齢層の給与の引上げを行うものである。行政職給料表の平均改定率は1.15%、額では1,000円から1万2,000円の引上げとなっており、改定は本年4月1日に遡り、改定するものである。また、勤勉手当について、現行の年間支給月数から0.1月引き上げ、本年12月期は0.975から1.075月へ、令和6年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ1.025月とするものである。併せて、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当についても、現行の年間支給月数から0.05月引き上げ、本年12月期を0.475月から0.525月へ、令和6年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ0.5月にするものである。なお、この取扱いについては、職員組合とも協議を行い、11月16日に妥結をいたしたところである。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、手当の名称の変更等、所要の改正も併せて行うものである。なお、この手当については、本市においてこれまで支給の実績はない。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおおりの質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号は、起立全員にて原案のおおりの可決すべきものと決定した。

日程第8 議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明をいたす。本案は、新潟県人事委員会勧告に倣い改定する職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与を改定するものである。改正の主な内容であるが、会計年度任用職員の報酬月額が行政職に準拠しているが、このたびの人事院勧告により行政職の給料表の改定が行われることに伴い、会計年度任用職員の報酬についても、令和6年4月1日から引上げ改定を行うものである。なお、この改定により、事務補助員の報酬単価は1時間当たり936円から996円に引上げとなるものである。また、地方自治法の改正により、パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給できることとなったことから、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給するものである。支給月数は、6月期及び12月期それぞれ期末手当で0.675月、勤勉手当で0.5月とするものである。月数の設定に当たっては、期末手当と勤勉手当の合計月数を定年前再任短時間勤務職員の期末勤勉手当と同じ2.35月とするものである。なお、この件についても、職員組合とは協議を行い、11月16日、妥結をいたしたところである。以上である。

(質 疑)

上村 正朗 まず、ちょっと基本的なことをお聞かせください。本市の会計年度任用職員の人数と男女別人数、もし分かれば教えてください。

総務 課長 人事管理室長から答弁をさせる。

人事管理室長 本市の会計年度任用職員の人数であるが、日々雇用形態を取っている人数についてはちょっと把握し切れていないけれども、20時間以上の週の勤務時間で6か月以上の雇用が見込まれる任用職員の今年度の9月現在の人数が485名となっている。あと、男女の人数については、ちょっと今手元に資料を持ち合わせていない。すみません。

上村 正朗 もし分かれば、年収別の、200万円以下何人とか、200万円から300万円とか、そういう集計の仕方はしているか。

総務 課長 いや、そこまでの集計はしていない。

上村 正朗 それとあと、報酬月額、それから勤勉手当、来年の4月からということだが、引上げに必要な予算額についてお聞かせください。

総務 課長 これあくまでも見込みということでご理解をいただきたいと思うが、今回の引上げ、2つある。まず、報酬のほう引上げになるわけであるが、こちらの影響額が約6,900万円ほどとなる見込みである。それから、期末勤勉手当の引上げで6,630万円ぐらいになる見込みであるので、合わせて1億3,530万円ほどとなる見込みである。

上村 正朗 それで、一番肝腎なところなのだけれども、報酬月額だけれども、一般職員の場合は今年の4月1日まで遡るわけだ。人事院勧告そのものが令和5年の4月1日現在の官民較差調べて、それで勧告しているわけだから、それが当然だと思うのだけれども、会計年度任用職員については、遡らないで、来年4月から、来年度からの実施というのは、一般職員との均衡を失するのではないかと思うけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思う。

総務 課長 これは、これまでの給与改定の際もお答えしてきたところである。会計年度任用職員の給与改定については、まず人事院勧告の対象にはなっていないということが一つある。ただ、今委員おっしゃったとおり、常勤の一般職員の給与改定に倣いながら改定をしているということである。ただ、雇用形態が常勤の職員とは違って、任用期間が非常に短く、年度内の異動も非常に多くあるという実態がある。そういう中で、この方々については、最初雇用するとき勤務条件、給料も含めた形でお示しをして、これでということ雇用しているというような経緯があって、これまでも改定については翌年度の4月ということで、翌年からの、これはプラスの場合もマイナスの場合も同様であるが、そういう取扱いを今までずっとしてきたということである。

上村 正朗 そういうルールというか、取扱いだというのは承知しているのだけれども、総務省、国のほうがいろんな通知、当然ご存じだと思うけれども、出しているよね。今年の5月2日には総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長が各都道府県総務部長ほかに対して、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてということで、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすると、総務省の通知があるし、人事院勧告が出てきている10月20日には総務副大臣からの通知、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについてという中で、これも常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについては、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することということで、今までこういう総務省の通知というのは出ていないのだ、改定実施時期。国会の委員会のやり取りとかを見ていると、今年は総務省がやはり一歩踏み込んだ通知を出したと。なぜ出したかという、物価高騰で国民の生活が大変だからだね。特に会計年度任用職員の方は、一般職員の方に比して、仕事が違うから給与表が違ってもやむを得ない、当然それはあるのだけれども、非常にやはり少ない収入で大変な状況があって、しかも物価高騰がそれに追い打ちをかけているという中で、国がそういう状態が分かって、あえて通知を出して、常勤職員の改定と実施時期を合わせてくれということ国が・・・

小杉委員長 上村委員、簡潔に願う。

上村 正朗 国が再三そういう通知を出しているわけだから、今までのルールとはちょっと今年は違うのではないかなと思うのだけれども、その辺の検討はなかつただろうか。

総務 課長 今委員おっしゃった通知については、もちろん私どもも承知している。今委員からお話あったとおり、最初の通知来たのがもう5月入ってからであった。会計年度任

用職員の雇用については、年度当初にもう大部分の方を雇用するという今実態があって、今年度当初そういう方、先ほど申し上げたような勤務条件等を示した形で雇用も始まっている状態である。そういう状況の中で、今回そういう通知が出てきて、もともとは遡及という考え方はこれまでなかったもので、私どもそういう考えは、もちろんそれまでは今までずっとプラスもマイナスもそういう形で翌年度対応ということでやってきているので、その考えでいたところにその通知が来たわけである。実際にこれを実施となったときに、現行のシステムの問題も一つある。先ほど申し上げたように、常勤の職員とは勤務体系が違う、勤務条件も違う。また、雇用期間、出入りも非常に大きいということで、単純に一般職員と同様の形での金額の算出というのはなかなかできないということで、どうしてもシステム対応も必要になってくるということで、今まだシステム対応はできていない。県内各地で、私ども11月の段階で今回の条例を上げるときに確認をして、お聞きした段階では、やはり皆さん同じような状態であって、システム対応もできない。あるいは、今年まだそういうのは考えていないとかということで、三条市が一部職員に対してという、部分的にとり部分と、糸魚川市が検討されているという声はお聞きしたが、他市の状況では、まだ今年度は見送りというようなことで、今後検討するというようなことでの他市の状況も確認をいたした中で、私どもは、県も実際遡りはしていないとお聞きしているし、そういう状況の中で職員組合とも協議をさせていただいて、妥結をした中で今回提案をさせていただいたということである。

上村 正朗

私も自治団体労働組合の県本部に確認したところ、4月に遡及するのが新潟市と三条市で、来年の1月1日付実施が新潟県、長岡市、新発田市という話を自治労県本部からは聞いている。なので、今年の会計年度任用職員はこういう額でやったからということ、新潟市も三条市もほかのところも同じだと思うので、職員の利益になるように変えるのであれば、それは職員全く文句言わないと思うので、そういう理由にはならないと思うし、システムの改修が間に合わないというのは、あくまでそれは行政の側の都合であって、物価高騰の中で本当に苦しんでいる、大変な思いもしている会計年度任用職員の生活とは関係ない話だと思うので、何とかそれは、システムの関係でいえば、年度内にちゃんとシステム改修を終わらせて、対応できるようにして遡る。それから、遡れなくても、1月1日対応というようなことも考えられるのではないかと思うけれども、その辺はいかがだろうか。

総務 課長

我々が全然考えていないということではなくて、これ以前にも高田議員の本会議でのご質問があって、遡及の話があるのを承知しているかということで、私そのときにも、その話は承知しているということでお答えをした記憶がある。村上市に今システムがないから払わないということではなくて、引上げをしないということではなくて、それも一つの理由の中にはあるけれども、それだけではないということにはちょっとご理解いただきたいと思うし、システムについては、現在村上市については、改修ではなくて、新しいシステムとの入替えを行っている最中であるので、新しいシステムではそういうものに対応できる、こういう話が今出てきたので、対応できるシステムを今構築中である。ただ、今年度の支給という形にはならないので、そういうこともいろんな様々なことを総合的に判断した上で、これまでの取扱いもあるので、来年度以降はこれちょっと分からない。まだはっきりとやるとか、やらないということとは言えないけれども、そういうことを私どもも検討はしているが、今年度は今までどおりの取扱いという判断をしたということである。

上村 正朗 ここでやっても、分かったという話にはならないと思うけれども、やはり総合的に検討した結果が会計年度任用職員の方、来年4月1日の改定時で時給996円だよね。そういう本当に低い単価で頑張っていたらいる会計年度任用職員の方に、非常にそれは大変な思いをさせてしまうのだということがやっぱり事実だと思うので、ぜひそれは、システム的なこともいろんな面で今年度対応難しいというのはこの場で言うてもしょうがないので、それはもう言えないけれども、ぜひ来年度以降については、今までのルールではなくて、そのときの経済状況とか、職員の生活実態とか、そういうことを踏まえて適切に判断していただきたいと思いますと思うけれども、最後、いかがだろうか。総務課長というよりも、副市長・・・

小杉委員長
総務 課長 まずは総務課長、どうぞ。挙手があったので。
私ども、先ほど申し上げたとおり、検討していないわけでないということで、来年度以降は今ここで明言はできないけれども、そういうことも含んだ上で検討を進めていきたいと思っている。

副 市 長 今ほどのご意見であるけれども、480人を超える会計年度任用職員の皆さん方にも、職員と同様に業務に励んでいただいている。このことについては本当にありがたく、そして大変なことだなというふうに承知をしている。一方で、総務課長も申し上げたように、本年度においては、当初のお約束というか、雇用条件の中で、それを承知の上でお願いしてきたというふうなこともあるものだから、説明のとおりのお答えということになるけれども、来年度以降いろいろ検討する余地はあるというふうに総務課長も申しているし、私もそういったことをしっかりと踏まえながら、よく改善していけるように努めていきたいというふうに思う。よろしく願いいたす。

高田 晃 1点だけちょっと教えてほしいのだが、会計年度任用職員の勤勉手当の支給、来年から始まるということだが、そうすると人事評価の内容が若干変わると、いわゆる業績評価が出てくるのではないかと思うのだが、その辺一般職と同じような人事評価のやり方をするのか、その辺ちょっと教えてくださいか。

総務 課長 今委員おっしゃったとおり、勤勉手当を支給となると、業績評価、これが必須となる。内容は、まだ確実なもの、これだというのは決めていないのだが、今、他市の状況の情報収集とかもやっている中で、あくまでも、実施はもちろんするのだけれども、常勤の一般職と同様という形ではなくて、少し簡便なというか、形の業績評価になるというようなことで今準備を進めている。

高田 晃 一般職と同じようないわゆる目標設定とか数値目標を設定するというのは、やっぱり会計年度任用職員の業務内容からしてもちょっと無理だと思うので、その辺簡便な方法でやっていただきたいなというふうに思う。もう一つ、それとこれは上村委員が細かく詳細にわたって聞いたので、私のほうからは、今総務課長、あるいは副市長の答弁で理解したが、やっぱり遡及については、人勧の対象外の会計年度任用職員だが、今国も、さっき総務省通達の話もしたが、今徐々にやっぱり国・県でもそういう流れになるのではないかなというふうな潮流があるので、ぜひその辺検討するということなので、やってほしいなというのが1つと、もう一つ、やっぱり村上市のいわゆる勤勉手当、期末手当、一時金の額が、支給割合というか、支給率がちょっと低いかなというふうに感じる。何を基準にして低いということではないのだが、村上市の近くの胎内市、新発田市、阿賀野市、ここを比較してもちょっと低いと。そうすると、今後それも上げる余地はあると考えているかもしれないが、私心配しているのは、以前のように会計年度任用職員が他市に流出するのではないかと

というふうなことを心配している。特に胎内市は、ここから30分、通勤圏内なので、保育士が百九十数人、会計年度任用職員にいます。一時期保育士が流出したという時代もあったので、ぜひその辺も考えながら、支給割合についても再任用職員に準ずるということではなくて、あくまでも常勤職員と同様の措置を取るよう要望したいと思うが。

総務 課長 その点については、組合のほうともいろいろ協議の中でも話があった件がある。あと、今年度については、今後また他市もどういう状況になっていくか分からないが、勤勉手当も初めて出てきたわけであって、私ども他市の状況も調べた中で、やはり再任用職員並みというか、私どもと同程度の支給月数としているところが新潟市を除いた19市で11市その当時あったので、今年はそういう形で整理をさせていただいた。引き続き今後の状況を見ながら、来年度以降またどういう勧告が出るか、それも分からないので、そこら辺を見ながら来年度以降はまたそういう形の改定の状況も見ながら、引き続き検討はしていきたいと思っている。

副 市 長 私からもお答え申し上げます。おっしゃるとおりだというふうに思う。改めて会計年度任用職員の職務、役割、そういったものをしっかりと見極めながら、あるいはまた他市の状況も勘案しながら、検討させていただきたいというふうに思う。よろしく願いいたす。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

上村 正朗 討論させていただきたいと思う。議第121号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてということで、勤勉手当の創設であるとか、報酬月額の見直しであるとか、会計年度任用職員にとってプラスというか、勤務条件の引上げになる要素があるので、その部分についてはぜひしっかりお願いしたいというふうに思う。ただし、給与の引上げの遡及の状況については、令和5年4月1日に遡及するのが新潟市と三条市、令和6年1月1日に実施が新潟県、長岡市、新発田市ということで、それは工夫次第というか、努力次第では給与の引上げ、それから実施の前倒しというのは可能なのではないだろうかというふうに思うので、給与の引上げを遡及しない、手当の創設、それから報酬月額の見直しを令和6年度からするという部分については反対をさせていただきたいと思うので、全体のこの議案についての態度としては反対ということでさせていただきたいと思うので、よろしく願いいたす。以上だ。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対の討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第121号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第138号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第138号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)

についてご説明をいたす。本案は、歳入歳出予算の総額に220万円を追加し、予算の総額を3億9,620万円にしようとするものである。7 P、8 Pをお開きいただきたいと思う。初めに、歳入であるが、今回の補正財源として、4款繰越金で前年度繰越金54万1,000円を、第5款諸収入では、消費税の申告により還付となった消費税還付金165万9,000円を追加するものである。次のページをお開きください。歳出であるが、第1款第1項一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費では、申告により不用となった消費税506万7,000円と2、情報通信事業職員人件費で人事異動等による職員人件費の調整により90万5,000円をそれぞれ減額し、2目施設管理費の朝日地区及び神林地区の修繕料をそれぞれ追加するものである。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号は、起立全員にて原案のおり可決すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午前11時49分）